## 大分県警察障害者活躍推進計画に基づく取組の実施状況(令和6年)

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第7条の3第6項に基づき、以下のとおり公表します。

## 採用に関する目標(実雇用率)

法定雇用率(2.8%)以上の障害者の雇用に継続的に取り組みます。

◎ 大分県警察の実雇用率 2.83%(令和6年6月1日時点)でした。

#### 定着に関する目標

不本意な離職者を極力生じさせないよう、働きやすい環境づくりに努めます。

◎ 不本意な離職者はいませんでした。

### ワーク・エンゲージメントに関する目標

支援担当者による定期面談等から、職務環境等についての意見、要望を収集し、障害者雇用・活躍に関する課題及び対策等を分析し、求められる取組を推進します。

◎ 当事者職員の駐車場の配慮等、定期面談等により収集した意見、要望等を可能な範囲で、職務環境に反映させました。

# キャリア形成に関する目標

当事者職員1人ひとりの特性や能力等を把握し、本人に合った業務の割り振りや人事 配置を行い、職域拡大を検討します。

◎ 当事者職員の特性、能力、希望等を総合的に検討し、人事配置を行いました。 また、本人の希望等を踏まえた上で、実務研修へ参加させる等、実務能力の向上を 図りました。

### その他の取組状況

- これまで1名だった障害者職業生活相談員を新たに2名(警務課採用担当者及び 教養担当者)選任し、当事者職員が相談しやすい職場環境を整備しました。 新たに選任された2名については、障害者職業生活相談員資格認定講習を受講し、 修了しました。
- 昇任する警察官に対し「障害者の人権問題」に関する教養を行いました。
- 窓口業務担当職員に対し「障害のある人への合理的配慮の提供」をテーマにした 研修会を開催しました。